

公表基準に基づく医療事故等の公表（平成 25 年度）

当院では、発生した医療事故等について、患者さんをはじめ市民の皆様に適切に情報提供を行うことにより、病院運営の透明性を高め、知る権利に応えるとともに、医療への信頼性を高めることを目的として「大阪市市民病院事業における医療事故等の公表基準」を定めています。

このたび、公表基準に基づき、平成 25 年度において発生しました医療事故等の件数について公表いたします。

今後とも、医療安全管理体制の充実に努め、皆様から信頼される病院をめざしてまいります。

・平成 25 年度(25 年 4 月から 26 年 3 月まで) 医療事故等の報告件数

| 部 門 ＼ レベ ル | 0 | 1 | 2 | 3 a | 3 b | 4 | 5 | 合 計 |
|---------------------|-----|-----|-----|-----|-----|---|---|-----|
| 医 師 | 12 | 12 | 3 | 1 | — | — | — | 28 |
| 看 護 | 213 | 277 | 83 | 17 | 2 | — | — | 592 |
| 薬 剤 | 21 | 4 | 2 | — | — | — | — | 27 |
| 検 査 | 7 | 3 | 2 | — | — | — | — | 12 |
| 放射線 | 2 | 4 | — | — | — | — | — | 6 |
| 栄 養 | 24 | 2 | — | — | — | — | — | 26 |
| リハビリ等 | 15 | 21 | 12 | 6 | — | — | — | 54 |
| 事 務 | 20 | 6 | — | — | — | — | — | 26 |
| 合 計 | 314 | 329 | 102 | 24 | 2 | — | — | 771 |

(注) 当院が導入しているインシデントレポートシステムの報告件数を基に作成しています。

部門別は、報告者の属する部門を表しています。

医療事故等の定義及びレベル区分は、下記をご参照ください。

* 医療事故等の定義

「インシデント」と「医療事故（アクシデント）」の両方をいいます。

○ インシデントとは

「ヒヤリ・ハット事例」ともいわれ、日常診療の場で、誤った医療行為が患者に実施される前に発見されたもの、あるいは、誤った医療行為が実施されたが、結果として、患者に傷害などの影響を及ぼすことはなく、医療事故に至らなかったものをいう。

○ 医療事故（アクシデント）とは

医療に関わる場所で、医療の全過程において患者及び医療従事者等に発生したすべての人身事故をいいます。医療提供側の過失の有無は問わず、不可抗力と思われる事象も含む。（ただし、患者が本来持っていた疾病や体質等の基礎的条件によるものを除く。）

医療事故は次の2つに区分される。

①医療過誤（過失のある医療事故）

医療事故のうち、医療従事者・医療機関の過失により、患者等に被害を発生させた行為をいう。

②過失のない医療事故

医療従事者・医療機関の過失がないにも関わらず、患者等に被害を発生させた行為をいう。

* 医療事故等のレベル区分

医療事故等のレベル区分は、次のとおりです。

| 区分 | レベル | 内 容 |
|------------------|-----|--|
| インシデント | 0 | 間違ったことが発生したが、患者等には実施されなかった場合や実施されたが患者等には影響がなかった場合 |
| | 1 | 間違ったことにより、患者等への実害はなかったが、何らかの影響を与えた可能性があった場合 |
| | 2 | 間違ったことにより、バイタルサインの軽度な変化や観察の強化、安全確認等のための検査等の必要性が生じた場合 |
| 医療事故 (アクシデント) | 3 a | 事故により簡単な処置や治療の必要性が生じた場合 |
| | 3 b | 事故により濃厚な処置や治療の必要性が生じた場合 |
| | 4 | 事故による障害が一生続く場合 |
| | 5 | 事故が死因となった場合 |

[\[大阪市市民病院事業における医療事故等の公表基準\]](#) (PDF : 11KB)

(最近改正 : 平成23年5月2日)